

**特定原産地証明制度に関する現状と課題
ならびに改善提案**

平成 19 年 7 月 19 日

**日本商工会議所
貿易関係証明小委員会**

はじめに

日本商工会議所は、二国間・多国間の経済連携協定（以下、EPA）について、世界貿易機関（WTO）による多角的な自由貿易体制を補完し、健全な世界貿易の持続的な発展に寄与するものと考え、その推進を支持してきた。

EPAの主要な目的は、関税の撤廃による貿易の拡大であり、その具体的な手続きの中で原産地証明書は重要な役割を担っている。すなわち、輸入国税関において輸入品に対する関税の減免を受けるためには、原産地証明書の提示が基本的な要件となっている。それは、発給機関にとっては、発給する原産地証明書が、輸入国税関において受理されるに十分な信頼性を確保する必要があることを意味する。

日本商工会議所は、法律¹に基づく特定原産地証明書の指定発給機関として、日メキシコEPAおよび日マレーシアEPAに基づく特定原産地証明書の発給を行っている²。その原産地証明書が、ひとたび信頼性を失えば、その回復は容易ではなく、その結果、原産地証明書を利用する企業が関税上の恩典を享受できなくなり、ひいては、EPAの存在意義までもが失われかねない。

当所としては、協定、運用規則、および国内の法令に基づく原産地証明書の発給手続きが、企業に過度の負担を強いる結果、貿易上の障害とならないよう十分配慮するとともに、発給する原産地証明書の信頼性の確保に腐心してきたところである。

こうした中、当所では「貿易関係証明小委員会」を設置するとともに、その下部組織として「特定原産地証明に関する研究会」を設置し、特定原産地証明制度の円滑な運用、望ましい姿について検討を重ねてきた。

本稿は、これらの検討の結果を基に特定原産地証明制度の現状と課題ならびに改善提案をとりまとめたものである。各般における、特定原産地証明制度に関する検討の一助になれば幸いである。

¹ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

² 特定原産地証明書は、これまで発効・署名した協定では、政府または政府が指定する者が発給を行うものとされている。

日メキシコEPAおよび日マレーシアEPAにおいては、現状では、唯一指定申請を行った日本商工会議所が発給機関として指定を受けているが、制度上は、省令が定める一定の基準を満たす者であれば指定申請が可能である。

最優先で取り組むべき事項

以下の5項目は、喫緊の課題と考えるので、政府におかれては、改善に向け最優先で取り組まれない。

1．特定原産地証明制度の一層の普及促進について

特定原産地証明制度は、協定本文・原産地規則・運用規則・国内法令・締約相手国の国内法令などにより規定されているため、複数の書類をチェックしなければならず理解が容易ではない。このため、当所はじめ主要都市の商工会議所においては、特定原産地証明制度ならびに特定原産地規則に関する説明会を開催し、制度の普及促進に努めてきたが、商工会議所に寄せられる企業からの質問や相談から判断して、企業規模の大小を問わず、まだ十分に理解が浸透しているとは言いがたい。

については、政府においては、わが国が締結したEPAのPRはもとより、特定原産地証明制度の一層の普及に努められるとともに、それに関わる予算の拡充を図られたい。商工会議所としても、可能な限り普及促進に協力する所存である。

2．円滑な発給体制の維持および利用拡大のための政府の予算措置について

現在の発給手数料は、受益者負担の原則の下に、発給事務に携わる職員の人件費の時間単価、発給システムに関する経費等の実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けた額となっている。また、その収支については、区分経理により発給機関の他の会計から分離し、公開することが義務付けられている。

しかしながら、現在の発給件数は当初の予想を大幅に下回っており、また発給事務のためのシステム開発には、協定ごとの原産地規則の違いや短期間での開発とならざるを得ないことから、多額のシステム開発費用が必要となっている。また、企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業、および判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に必ずしも結びついていない。

現在の発給手数料が高額であるとの批判が一部にあるが、以上の要因もあり、現状ですら、特定原産地証明書の発給事務に係る収支は大幅な赤字となっており（詳細は別表参照）、現行の発給体制の維持は困難である。仮に手数料のみによって収支を均衡させようとする、申請者の理解を得られない高額な手数料を設定しなくてはならない。この場合、手数料が関税減免額を上回るケースが多くなるため、国策とも言えるEPAを締結した目的を達成しえない。

また、輸出企業によっては、原産性を明らかにする資料を整えるための費用と現行の手数料水準での原産地証明書の取得費用が、関税減免額を上回るため、EPAによる関税減免の恩恵を受けずに輸出するケースもある。EPAの利用度を高め、可能な限り多くの企業がその恩恵を享受できるようにするためには、現行の発給手数料を引き下げること検討する必要があるが、現状の収支状況で

は極めて困難である。

さらに、特定原産地証明制度は、国家間の協定に基づく制度であって、本来は国が行うべき業務を商工会議所が指定発給機関として委託された形で特定原産地証明書を発給しているのであり、発給事務の遂行に必要な基盤の整備等は国が行うべきである。

以上により、円滑な発給体制を維持するとともに、さらなる利用拡大に向け、利用者にとって、より負担の少ない手数料額を実現するために、政府は、発給システムの開発および発給体制の維持などについて必要な予算措置を講じるべきである。

3．特定原産地証明書のさらなる電子化の推進について

行政手続きならびに貿易手続きの電子化のさらなる推進は、政府のアジア・ゲートウェイ戦略会議や規制改革会議などでも議論されているところである。電子化のさらなる推進のためには、まず電子化の方向性やあるべき姿につき、関係省庁において、今後の貿易手続きの一元化の中で十分に議論され、合意形成がなされる必要がある。

そのうえで、特定原産地証明書の電子化を実現させようとするのであれば、特定原産地証明書は、関税の減免を受けるために相手国税関で提示されるものであるため、締約国間においてデータ交換システムが必要となる。したがって、電子原産地証明書の導入に際して、電子原産地証明書の発給ならびに相手国税関への送付に必要な電子的な基盤の整備は、電子政府の一環として国が行うべきである。

4．自己証明等について

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA では、第三国からの迂回輸入の防止が重視されたことにより、政府・第三者証明が採用されたが、今後の EPA 交渉においては、相手国政府との合意が得られるのであれば、自己証明制度などの導入も検討に値する。

ただし、自己証明制度においても、産品の原産性を証明するために必要なデータの整備および保管する義務や、輸入国税関からの照会に応じる義務がなくなるわけではない。こうした点を踏まえたうえで、政府は、迂回輸入を防止するための方策とともに、自己証明を行う企業のコンプライアンスに対する評価方法、証明事故発生時の罰則などについて、十分に検討すべきである。

5．HS2007 に基づく関税分類の採用と協定附属書の改定

本年 1 月 1 日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」が改正され、わが国税関では、同日から HS2007 に基づく手続きを開始している。また、メキシコでは 7 月 1 日から HS2007 に基づく手続きが開始された。

一方、これまでに発効、もしくは署名された EPA においては HS2002 に基づ

き附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）が作成されている。また、今後交渉が開始される EPA においては HS2007 に基づき附属書が作成される可能性が高い。その結果、企業ならびに特定原産地証明書の発給機関においては同一産品に対し、新旧両方の HS コードを管理しなければならなくなる。

また、協定締約相手国税関において、HS2007 に基づく原産地証明書と HS2002 に基づく原産地証明書の双方を受理することになる結果、混乱が生じることが危惧される。

については、早急に協定締約国間で協議のうえ、HS2007 に基づく関税分類を採用し、協定の附属書（譲許表ならびに品目別原産地規則）を改定すべきである。

なお、HS 関税分類は概ね 5 年ごとに改定されることから、協定において、最新の HS 関税分類を採用することを明記すべきである。

改善を要する事項

1. 協定の内容に関わる課題

（1）積送基準に関する提出書類の要件緩和

特惠に関する原産地規則は、産品が輸出国から輸入国税関に到着するまでの積送に関し、直送原則を採用している。EPA においても、輸入国税関において関税上の恩典を受けるためには、産品が第三国を経由せずに直送される、あるいは第三国を経由した場合であっても原産性を失っていないことを証明する等の条件を課している。

しかしながら、物流事情等により、メキシコ向け産品が米国を経由するケース、マレーシア向け産品がシンガポールを経由するケースが少なくない。また、これらの場合に、税関の管理下にあったことや、原産資格に影響を与える加工がされていないことを示す証憑を提出する必要があるが、実際に米国やシンガポール税関から当該証憑書類を入手することは困難である。

この問題を根本的に解決するには、世界税関機構（WCO）において特惠原産地規則における積送基準を見直すことが必要であるが、当面、EPA 締約国間において、積送基準に関する典拠資料に関して、要件を緩和すべきである。

原産性を有しているにもかかわらず、第三国税関の事情により輸入国税関において関税の減免を受けられないのは合理的ではない。

（2）原産地規則の統一化

「経済財政改革の基本方針2007」において、「平成21年初めにはEPA締約国が少なくとも3倍増超（12カ国以上）になることが期待される」とされているように、今後締結されるEPAが急速に増えることが見込まれている。EPAが増える

ことに伴い、内容の異なる原産地規則が増えることとなり、企業の負担が重くなる懸念される。このため、原産地規則については、WTOにおいて調和化に取り組むことが必要であるが、当面のEPA交渉においては、申請者等の利便性に鑑み、関税分類変更基準と付加価値基準の選択性を確保しつつ、同一製品の品目別規則がそれぞれのEPAにおいて可能な限り同一（共通）のものとなるよう交渉を進めてもらいたい。

（３） 特定原産地証明書発給手続きに関する周知期間・準備期間の確保

これまでわが国が締結したEPAでは、特定原産地証明書の発給手続きについて、EPAの発効前に、発給機関である商工会議所が、企業に対する十分な周知期間を確保することは不可能であり、同様に、企業も、十分な準備期間を確保することはできなかった。これは、発給手続きを定めた統一規則／運用規則は、協定に基づく「合同委員会」において採択されることが協定上に規定されていることから、両締約国が合同委員会で合意した統一規則／運用規則が公表されるのは協定発効後とならざるを得ない事情によるものである。

このため、今後締結されるEPAについては、周知期間・準備期間を十分に確保できるようにするために、統一規則／運用規則を協定附属書の一つとするか、統一規則／運用規則の内容を可能な限り協定本文に規定する、あるいは、協定発効日と特定原産地証明書の発給開始日を同一の日にせず、協定発効後、統一規則／運用規則が公表されてから、発給開始日を数ヵ月後とするなどの措置について検討すべきである。

（４） HSコード(関税分類番号)

情報技術協定（ITA）対象製品のHSコード

EPAで関税が免除される情報技術協定（ITA）対象製品については、ITAの関税分類番号がHS1996に従っていることや、ITAには関税分類番号の記載のない品目が含まれていることから、企業および指定発給機関にとっては、どの品目別規則に従うべきか判断が難しい。このため、ITA対象製品に関し、EPA締約国間で関税分類番号を調整のうえ、EPAの譲許表、品目別規則を策定すべきである。

HSコードの適用

締約国の税関間で、HSコードにかかる判断に齟齬が見られるケースがある。このため、協定締約国間の税関間でWCOによる関税分類の国際標準に基づき整合化を図るべきである。

（５） 事前教示

企業の利便性の向上と制度の一層の透明性を図るために、事前教示を、努力義務ではなく、義務化するとともに、手続きについて、情報開示がなされるべきである。

(6) 原産地証明書の提出が不要なケースの周知

EPAの締約相手国において、特定原産地証明書を輸入国税関に提出する必要のない製品があるが、対象となる製品やその根拠となる制度等についての情報が十分に公表されていない。政府は、これらの情報について、相手国政府に明示を求めるとともに、日本側での周知に努めるべきである。また、今後のEPA締結に際して、政府は、交渉段階から原産地証明書が必要でない場合を相手国に確認のうえ、協定発効前に周知するべきである。

(7) 一般関税率が特惠関税率を下回る場合の対応

締約相手国が一般関税率(MFN税率)を引下げた結果、MFN税率がEPA特惠関税率を下回る製品が発生している。このような状況が起こらないようにすることが望ましいが、こうした状況が起こった場合は、両締約国においては、該当する製品に関する具体的な情報を速やかに公開すべきである。

2 . 国内における運用に関する事項

(1) 定義の明確化

利用者の利便性を考え、協定、統一規則 / 運用規則等に記載される用語の定義を明確にするとともに、解説をより充実させるべきである。

生産者の定義

繊維製品など生産工程が複雑で生産工程が複数の者にまたがって行われる場合、あるいはOEM生産の場合、生産工程全体を把握している者と個々の具体的な生産工程を担う者とが分離しており、「特定原産品であることを明らかにする資料」の提出が困難な例が見受けられる。このような場合、誰が生産者に該当するのかを明確にすべきである。

原産品判定における事例の充実

原産品判定におけるコスト分析に関し、人件費や間接費について、それに該当する具体的な費目が明確ではないので、明確にする必要がある。また、統一規則 / 運用規則に記載された具体的な計算方法の事例が少ないため、具体的な計算方法の事例をより多く統一規則 / 運用規則に記載するか、あるいは別途ガイドラインを示すべきである。

(2) 原産品判定における提出資料

原産品判定における提出資料に関して、以下の2点については、判定依頼者に過度の負担を求めることとなるため、提出を求める資料は、必要最小限にすべきである。

付加価値基準（間接法）

協定では、付加価値基準を選択した場合、 $(\text{FOB価額} - \text{非原産材料費}) / \text{FOB価額}$ が、品目別規則で定められた原産資格割合を超えていればよいと定められている。そのため、判定依頼者は、非原産材料を全て列挙し、 $(\text{FOB価額} - \text{非$

原産材料費) / FOB価額が、原産資格割合を超えていることを示すことが求められている(間接法)。

しかしながら、日マレーシアEPAの原産品判定においては、間接法を選択した場合、非原産材料の情報を提出したうえ、さらに原産材料の情報についても提出することが求められている。

関税番号変更基準

関税番号変更基準を選択した場合、非原産材料についてだけでなく、原産材料の情報まで提出することが求められている。

以 上

別表1 日メキシコ特定原産地証明発給事務(発給件数と収支概況)

指定発給機関	平成17年度			
	発給件数	収入(円)	支出(円)	収支差額(円)
20商工会議所(*)	4,872	12,124,700	133,994,881	-121,870,181

指定発給機関	平成18年度			
	発給件数	収入(円)	支出(円)	収支差額(円)
20商工会議所(*)	5,928	16,202,650	106,833,814	-90,631,164

* 対象となる指定発給機関は、以下の20商工会議所。

札幌、仙台、黒部、金沢、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡

別表2 日マレーシア特定原産地証明書発給事業の収支状況
平成18年7月13日～平成19年3月31日

日本商工会議所
(単位:円)

科 目	18年度決算額
手数料収入	2,872,700
(1) 手数料収入	2,872,700
システム利用料	0
(1) システム利用料	0
その他	0
(1) その他	0
年度内収入計(A)	2,872,700
事業費	120,553,907
(1) 人件費	1,915,700
(2) 印刷費	620,728
(3) 通信運搬費	165,920
(4) OA関連費	109,531,695
(5) 業務委託費	8,319,864
管理費	282,020
(1) 事務所費(家賃・共益費)	0
(2) 図書資料費	0
(3) 備品消耗品費	282,020
(4) 旅費交通費	0
退職金	0
(1) 退職給与引当金繰入額	0
繰入金	0
(1) 一般会計繰入金	0
年度内支出計(B)	120,835,927
年度内収支差額(A-B)	-117,963,227
前年度繰越金	0
次年度繰越金(前年度繰越金+年度内収支差額)	-117,963,227

注1) 本発給事務は、日本商工会議所が発給機関の指定を受け、全国21商工会議所内に日商事務所を設置して、一元的な発給体制を構築。

注2) 証明書発給件数は、993件。

注3) OA関連費の用途は、発給システム構築費だが、初年度に一括して支出。

注4) 業務委託費の用途は、システム運用・保守費(サーバーのハウジング費含む)。

注5) 人件費は、各日商事務所担当者の人件費の一部のみ計上。実際は、各事務所において、計上された金額以上の人件費が発生している。さらに、日商本部の人件費は計上していない。

別表3 発給手数料について

発給手数料は、(基本料)+(加算額) で計算される。
 具体的には、以下のとおり。

	基本料	加算額:「証明書記載産品数」×「加算単価」
メキシコ向け	2,000円	特定原産地証明書に記載される品目1品目につき100円。 ただし、記載される品目の原産品判定番号が同一の発給申請者により2回以上使用される場合は、2回目以降は1品目につき30円とする。
マレーシア向け	2,000円	特定原産地証明書に記載される品目1品目につき500円。 ただし、記載される品目の原産品判定番号が同一の発給申請者により21回以上使用される場合は、21回目以降は1品目につき50円とする。

別表4 日メキシコEPAの登録企業等の状況

指定発給機関	登録企業数 (社)	原産品判定番号を 付与された企業数(社)	証明書発給申請を 行った企業数(社)	発給件数 (件)
20商工会議所(*)	延べ724	延べ405	延べ257	10,800

- * 対象期間は、平成17年4月から平成19年3月まで。
- * 対象となる指定発給機関は、以下の20商工会議所。
 札幌、仙台、黒部、金沢、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、
 豊川、四日市、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡
- * 企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業が多い。
 また、原産判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に結びついていない。

別表5 日マレーシアEPAの登録企業等の状況

指定発給機関	登録企業数 (社)	原産品判定 件数(件)	原産品判定番号を 付与された企業数(社)	証明書発給申請を 行った企業数(社)	発給件数 (件)
日本 商工会議所	311	1,006	139	88	1,628

- * 対象期間は、平成18年7月から平成19年5月まで。
- * 企業登録はするものの、実際に判定依頼、発給申請を行わない企業が多い。
 また、原産判定依頼をしても実際に発給申請を行わない企業も多く、商工会議所の事務作業が証明書の発給に結びついていない。